

○松田町工事執行規則

(昭和45年5月28日規則第7号)

改正 昭和54年4月1日規則第5号 昭和54年12月25日規則第13号
昭和62年8月18日規則第11号 平成元年1月26日規則第1号
平成10年3月31日規則第12号

(総則)

第1条 松田町が工事を執行する場合においては、別に定があるものの外、この規則の定めるところによる。

(工事の種別)

第2条 工事を執行する方法は、直営及び請負とする。

(直営工事)

第3条 次に掲げる場合は、直営にすることができる。

- (1) 急施を要し請負にする暇がないとき。
- (2) 請負契約を締結することができないとき。
- (3) 特に直営にする必要があると認めるとき。

2 直営工事の執行については、別に定めるところによる。

(監督員の指揮監督権)

第4条 請負人は、工事の執行については、町長が任命した監督員の指揮監督に従わなければならない。

(現場代理人及び主任技術者)

第5条 請負人は、現場代理人及び主任技術者等を指定又は変更したときは、第1号様式により、町長に届け出なければならない。

2 前項の現場代理人と主任技術者は、兼任することができる。

3 請負人又は現場代理人は、工事現場に常駐し、監督員の監督又は指示に従って工事現場の取締及び工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

(工程表又は方法書)

第6条 請負人は、契約締結後7日以内に工事工程表(第2号様式)又は方法書を町長に提出しなければならない。

(請負工事の下請)

第7条 請負人は、請負工事の全部を他人に下請させることができない。

2 請負人は、請負工事の一部を他人に下請させるときは、町長の承認を受けなければならない。

(工事用材料の検査)

第8条 請負人は、工事に使用する材料を工事場に持ち込むときは、すべて工事用材料検査申請書(第3号様式)を町長に提出し検査を受けなければならない。

2 前項の規定により検査に合格したものでなければ当該工事に使用することができない。

(立会施行)

第9条 請負人は、水中又は土中工事その他施行後その出来形の適否を認識できない種類の工事については、施行のときに特に監督員の立会の上で施行しなければならない。

2 前項の立会を求めずに施行したときは、町長は、その適否を認識できる適當の方法を別に命ずることができる。

(期間延長の承認)

第10条 請負人は、天災事変その他正当な理由により契約期間内に工事を完成することができないときは、その事由の発生後直ちに町長に期間延長の承認を受けなければならない。

(工事の変更、中止又は打切)

第11条 町長は、天災事変その他の事由によりその必要があると認めるときは、工事内容を変更し、又は工事を一時中止し若しくはこれを打ち切ることができる。

2 前項の一時中止期間が90日以上に及ぶときは、請負人は、町長に契約の解除を求めることができる。

3 前2項の規定により契約を解除したときは、町長は請負人に対し工事の既成部分及び検査済工事材料について相当の金額を支払うものとする。

(契約変更)

第12条 町長は、前2条の場合において請負金額、工期等を変更する必要があると認めるときは、契約変更の措置をとるものとする。

(契約の解除)

第13条 町長は、次の各号の1に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約期間内に工事完成の見込がないとき。

(2) 工事の執行について不正な行為があったとき。

(3) この規則、この規則に基き発する命令又は契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、町長は、工事の既成部分に要した経費の10分の9を超えない範囲内において適当と認める金額を交付することができる。

3 前項の経費は、町長が認定する。

(工事着手及び完成届)

第14条 請負人は、契約締結後7日以内に工事着手届(第4号様式)を、また工事が完成したときは5日以内に工事完成届(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(完成検査)

第15条 請負人は、工事が完成したときは、松田町契約規則(昭和44年松田町規則第9号)第46条に定める者の検査を受けなければならない。

(出来形検査)

第16条 請負人は、工事中において工事の既成部分について出来形検査を受けようとするときは、出来形検査願(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

(検査方法)

第17条 町長は、前2条の規定による検査にあつて必要があると認めるときは、既成部分の一部を取りこわさせることができる。この場合取りこわした部分は期間を指定して復旧させるものとし、これに要する費用は請負人の負担とする。

2 請負人が前項の規定による取りこわし又は復旧を拒んだときは、町長は、自からこれを執行し、その費用を請負金から控除して徴収する。ただし、請負金に不足があるときは契約保証金から控除して徴収する。

(再検査)

第18条 完成検査の結果不合格となったときは、請負人は、町長が指定した期間内に改修し、再検査を受けなければならない。この場合請負人がその改修を拒んだときは、前条第2項の規定を準用する。

(監査)

第19条 請負人は、町長が監査を実施する場合、これに協力しなければならない。

(契約規則の適用)

第20条 請負工事の入札手続及び契約手続等について必要な事項は、契約規則の定めるところによる。

(適用除外)

第21条 請負金額が1件50万円未満の工事については、第5条第1項、第6条及び第14条(工事着手届の提出に限る。)の規定は適用しない。

附 則

- 1 この規則は、昭和45年6月1日から施行する。
- 2 この規則前になした工事に関する行為は、なお従前の例による。

附 則(昭和54年4月1日規則第5号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年12月25日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年8月18日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年1月26日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月31日規則第12号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

(現場代理人／主任技術者)等の指定(変更)について
[別紙参照]

第2号様式(第6条関係)

工事工程表
[別紙参照]

第3号様式(第8条関係)

工事用材料検査申請書
[別紙参照]

第4号様式(第14条関係)

工事着手届
[別紙参照]

第5号様式(第14条関係)

工事完成届
[別紙参照]

第6号様式(第16条関係)
出来形検査申請書
[別紙参照]